

大学院入学前の既修得単位の認定について

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）で、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位としての認定を希望する者は、下記要領により**10月9日（金）【厳守】**までに必要書類を学事担当あてに提出願います。

記

<認定要領>

法学研究科規程第10条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

【認定要件】

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）を対象として、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位として認定することがある。

【認定単位数】

1. 本学大学院において修得した単位以外のものについては、認定の上限を10単位とする。
2. 本学大学院において修得した単位については、学生への教育効果等を配慮し、認定単位数を決定する。
3. 認定科目及び評価は研究科教授会において決定する。
4. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- 1) 既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙。窓口で配付）
- 2) 修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
- 3) 成績証明書
- 4) 在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

令和2年9月
学 事 担 当

修士課程社会人入学者が提出した レポートの単位認定について

修士課程社会人入学者各位

修士課程社会人入学者(令和2年度入学者に限る)で、入学前に公表された論文等、又は社会経験を踏まえた法学政治学に関連する10,000字以上のレポートを提出し、単位認定を受けようとする者は、**10月9日(金)**までに単位認定申請書(様式任意)を提出してください。

また、公表された論文等又はレポートの提出期限は、**10月16日(金)**です(期日を過ぎた場合はいかなる理由であっても受け付けることはできません)。

令和2年9月9日

法学研究科・法学部学事担当

単位互換制度に基づく 特別聴講学生の履修願について

修士課程学生各位

この募集は、下記研究科と本研究科との間で単位互換協定を締結し、相互に特別聴講学生として入学を許可するものです。

この単位互換制度により当該研究科授業科目の履修を希望する場合は、下記により所定願書を提出してください。

記

1. 協定大学院:

北海学園大学法学研究科

2. 履修可能な授業科目:

学事担当窓口で当該研究科のシラバスを参照してください。
(博士後期課程の科目は受講できません)

3. 特別聴講学生に係る経費:

検定料、入学料及び授業料は徴収しません。

4. 所定願書の交付及び提出先:

北海道大学法学研究科・法学部学事担当

5. 願書受付期間: 9月10日(木)~9月17日(木)【厳守】

なお、願書提出に当たっては、授業担当教員の了承、指導教員の確認印が必要です。

令和2年9月2日

法学研究科・法学部学事担当

単位互換制度に基づく特別 聴講学生の履修願について

修士課程学生各位

この募集は、下記研究科と本研究科との間で単位互換協定を締結し、相互に特別聴講学生として入学を許可するものです。

この単位互換制度により当該研究科授業科目の履修を希望する場合は、下記により所定願書を提出してください。

記

1. 協定大学院：

小樽商科大学大学院商学研究科 現代商学専攻

2. 履修可能な授業科目：

学事担当窓口で当該研究科のシラバスを参照してください。
(博士後期課程の科目は受講できません)

3. 特別聴講学生に係る経費：

検定料，入学料及び授業料は徴収しません。

4. 所定願書の交付及び提出先：

北海道大学法学研究科・法学部学事担当

5. 願書受付期間： 7月22日(水)～8月7日(金)【厳守】

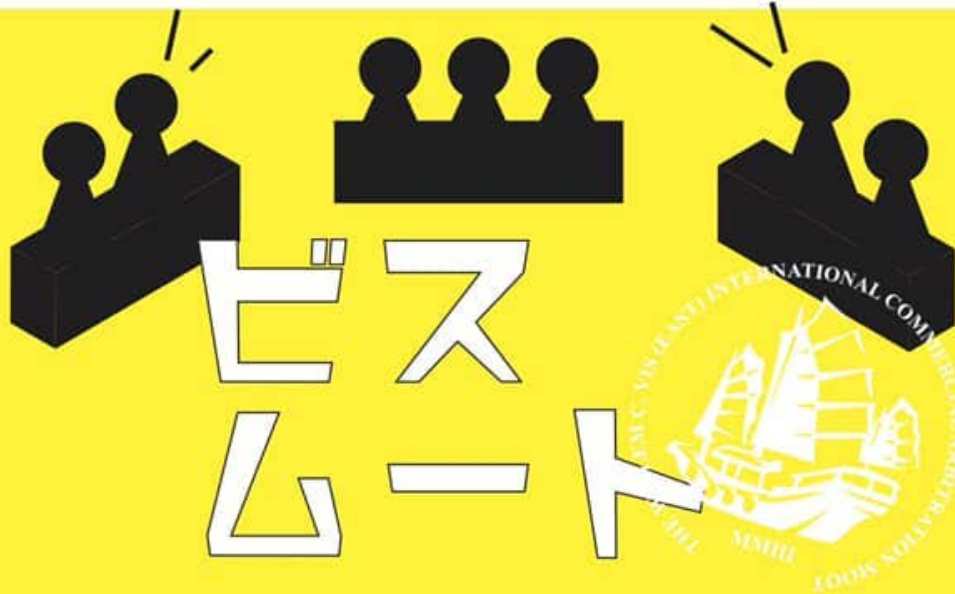
なお，願書提出に当たっては，授業担当教員の了承，指導教員の確認印が必要です。

令和2年7月22日

法学研究科・法学部学事担当

ムートゼミ ZOOM 説明会 (5月8日・10日) のご案内

後期に開講するムートゼミ（演習Ⅰ・Ⅱ）について、ZOOMを用いた説明会が下記のとおり行われます。これは学生が主体となって開催する説明会です。参加希望者は、①参加希望日（5/8 or 5/10）／②お名前／③学年を、事前に hokudai.vismoot@gmail.com 宛てにメールでお送り下さい。返信メールで、ZOOM ミーティングのID とパスワードをお知らせします。



1. ムートゼミ を選ぶ

後期ゼミとして履修します

ムートゼミとは、世界を舞台に英語で法律の議論をすることを旨とする法学部のゼミです。国際的な企業間の紛争を解決するための国際商取引法と仲裁手続について、具体的な事案を用いて学び、毎年3月末に香港で行われる模擬国際商事仲裁大会に参加しています。使用言語は全て英語です。

2. 法律論に 慣れる

実務的な知識・論理的な思考
が身につきます

本ゼミでは主に、国際的な商取引に使用されているウィーン売買条約(CISG)と国際商事仲裁について学びます。準備書面作成を通して法律論の展開の仕方、論理的な主張の仕方を深く理解することができます。また、これらを得得することは法曹だけでなくビジネスマンとして世界で活躍することにも繋がります。

3. 英語に 慣れる

ビビらず話す力が身につきます



読む



書く



話す



聞く

4. つながる

新しい出会いが待っています



メンバーはもちろん



各国の大学生とも



教授とも

説明会日程

5月8日 18:00~
5月10日 18:00~
zoomにて実施いたします。

興味のある方は、instagramのDM
または mt.news@gmail.com までご連絡ください。



VISMOOT_HOKKAIDO

担当教員: 曾野裕夫

研究大学院学生 各位

外国語指定科目への変更について

令和2年度第1学期に開講する「行政学特別研究／特殊講義
(山崎幹根教授担当)」は、外国語指定科目／外国語・クラシッ
クス科目に変更いたします。

令和2年 4 月6日

法学研究科学事担当

修士課程社会人入学者が提出した レポートの単位認定について

修士課程社会人入学者各位

修士課程社会人入学者(令和2年度入学者に限る)で、入学前に公表された論文等、又は社会経験を踏まえた法学政治学に関連する10,000字以上のレポートを提出し、単位認定を受けようとする者は、**5月15日(金)**までに単位認定申請書(様式任意)を提出してください。

また、公表された論文等又はレポートの提出期限は、**5月22日(金)**です(期日を過ぎた場合はいかなる理由であっても受け付けることはできません)。

令和2年4月3日

法学研究科・法学部学事担当

提出期限を変更しています

大学院入学前の既修得単位の認定について

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）で、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位としての認定を希望する者は、下記要領により**5月15日（金）【厳守】**までに必要書類を学事担当あてに提出願います。

記

<認定要領>

法学研究科規程第10条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

【認定要件】

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）を対象として、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位として認定することがある。

【認定単位数】

1. 本学大学院において修得した単位以外のものについては、認定の上限を10単位とする。
2. 本学大学院において修得した単位については、学生への教育効果等を配慮し、認定単位数を決定する。
3. 認定科目及び評価は研究科教授会において決定する。
4. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- 1) 既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙。窓口で配付）
- 2) 修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
- 3) 成績証明書
- 4) 在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

令和2年4月1日
法学研究科・法学部学事担当

既修得単位認定申請書

令和____年____月____日

法学研究科長 殿

法学研究科 修士課程 年

学生番号 _____

氏 名 _____

現 住 所 _____

電 話 _____

私は、_____大学大学院_____研究科に_____年_____月から_____年_____月まで在籍（修了・中途退学）していました。ついては、法学研究科規程第 10 条に基づき、下記の授業科目について認定を受けたいので、審査くださるよう必要書類を添えて申請いたします。

記

本 学（認定申請科目）				修了又は中途退学した大学（既修得単位）			
授 業 科 目	単 位	開 講 期	担 当 教 員	授 業 科 目	単 位	担 当 教 員	授 業 内 容
計			単 位	計			単 位

提出期限を変更しています

大学院入学前履修制度による単位認定について

北海道大学法学部を卒業して修士課程に入学した学生に対して、法学部在学時に大学院開講科目のうち指定科目として法学部で合併開講した授業科目を、入学前の既修得単位として認める制度があります。単位認定を希望する学生は**5月15日（金）**までに学事担当窓口にある「大学院入学前履修制度申請台帳」に必要事項を記載してください。（メールの受付可）

なお、単位認定の結果は後日通知しますが、前期の履修登録には間に合いません。その点を承知のうえ申請願います。

記

【認定該当科目】

令和2年度学生便覧・講義要領14頁別表に記載されている科目

【認定要件】

本学法学部在学時代に【認定該当科目】を履修し、単位認定されている。

【認定単位数等】

1. 大学院の修了単位に算入できる指定科目は6単位（演習は4単位）までとする。
2. 認定科目及び評価は研究科教授会において決定する。
3. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請条件】

申請する際には、事前に下記の条件を満たしているか確認すること。

- ① 大学院入学の前年度に履修した科目である。
- ② 学部卒業の所要単位である90単位に算入されていない単位である。

令和2年4月1日

法学研究科・法学部学事担当